

令和5年2月定例会会議録

令和5年豊郷町議会2月定例会は、令和5年3月20日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長 兼 上 下 水 道 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
教 育 次 長	小 西 直 美

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書	記 神 辺 功

5、提案された議案は次のとおり

- |         |   |
|---------|---|
| 議第 6 号  | 豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》                       |
| 議第 7 号  | 豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》                  |
| 議第 8 号  | 豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案<br>《文教民生常任委員会委員長報告》                        |
| 議第 9 号  | 豊郷町特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案<br>《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第 10 号 | 豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例案<br>《文教民生常任委員会委員長報告》           |
| 議第 11 号 | 豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案<br>《文教民生常任委員会委員長報告》              |
| 議第 12 号 | 豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》                     |
| 議第 13 号 | 豊郷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例案<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》                 |
| 議第 14 号 | 豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》                      |
| 議第 15 号 | 令和 4 年度豊郷町一般会計補正予算（第 10 号）<br>《予算決算常任委員会委員長報告》                    |
| 議第 16 号 | 令和 4 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）<br>《文教民生常任委員会委員長報告》             |
| 議第 17 号 | 令和 4 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 4 号）<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》                 |
| 議第 18 号 | 令和 4 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 5 号）<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》                |

- 議第 19 号 令和 5 年度豊郷町一般会計予算  
《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第 20 号 令和 5 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第 21 号 令和 5 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第 22 号 令和 5 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第 23 号 令和 5 年度豊郷町水道事業会計予算  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第 24 号 令和 5 年度豊郷町下水道事業会計予算  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 請願第 1 号 精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願  
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 意見書第 1 号 精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する意見書  
委員会の閉会中の継続調査申し出について  
(議会運営委員会) (総務産業建設常任委員会)  
(文教民生常任委員会) (予算決算常任委員会)

河合議長

皆さん、おはようございます。

これより第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は10名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前8時54分)

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いをいたします。

また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を厳に慎んでくださるようお願いいたします。

なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いをいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番中島政幸議員、4番村岸善一議員を指名いたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しておりですので、ご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議第6号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案から日程第4、議第7号豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

議長。

河合議長

西澤清正委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

議第6号豊郷町手数料条例の一部を改正する条例案、議第7号豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案。

去る2月28日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第6号

豊郷町手数料条例の一部を改正する条例案及び議第7号豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案について、去る3月8日、委員6名全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

第6号の審議では、別表における粗大ごみの支払方法と収集日について、個別で収集するのか、その方法は全てが個別になるというわけでないか、特定家電の手数料額の基準はあるのか、対象になっているのは分かるが、エアコンの場合は自分で取り外して家の前に置いておくというのは難しく、現実的でないと考えられるが、将来のことを見据えてエコステーション等の検討を進められないか、また、違法廃棄物が出ている場合、誰が分別して処理するのか、各字に負担がかかってくるのか、今後、関連の内容の場合は、担当課が同席して説明していただくことが必要であると要望されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議第7号の審議では、第2条第1項第3号にある「図形その他の人の知覚によって認識することができる情報」とは、例えばどういったものか、第2条第1項の2号にある「これらの機関の職員であって、法令もしくは、条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの」とはどのような者を指しているのかなどが質疑されました。

最後に、条例を出す側はしっかりと説明できるようにとの依頼をして質疑を集結した後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第6号の討論に入ります。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第6号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

鈴木議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。鈴木議員。

鈴木議員 議第7号豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案に対する反対討論を行います。

総務産業建設常任委員会の審議において、提案されている条例案の第2条、定義の中のその他の人の知覚によって認識できる情報とは何か等々とたどりましたが、説明が不十分で、明確な答弁がありませんでした。

条例は、言うまでもなく町の法律ですから、提案するからにはどんな審議にも耐え得る準備をするべきだと思いますが、今回の執行部の姿勢については大いに疑問を持たざるを得ませんので、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について賛成討論を行います。

まず、目的、第1条ですけれども、この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により、手続等を行うために必要となる事項を定めております。手続等に関わる関係者の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的としています。まさにそのとおりだと私は思いました。

この上で、私は賛成討論といたします。

以上です。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第7号豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第7号は、委員長の報告のとおり可決されま

した。

日程第 5、議第 8 号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案から議日程第 8、議第 11 号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

今村恵美子文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長 議長。

河合議長 今村議員。

今村文教民生

常任委員長 議第 8 号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議第 9 号豊郷町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、議第 10 号豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例案、議第 11 号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案について、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る 2 月 28 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 8 号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議第 9 号豊郷町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、議第 10 号豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例案、第 11 号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案について、去る 3 月 10 日、委員 4 名全員出席の下、町長、教育長、教育次長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

まず、議第 8 号の審議では、質疑、討論ともに申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

次に、議第 9 号の審議では、案はいつ頃協議が始まったのかについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決といたしました。

次に、議第 10 号の審議では、質疑、討論とも申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

次に、議第 11 号の審議では、金額設定についていろんなところを参考にしたということでしたが、この額より低く設定をしているところはなかったか、学校関係及び町内の子どもたちが利用するときは無料にできないかについて質疑さ

れました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第8号の討論に入ります。討論はありますか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第8号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議第9号の討論に入ります。討論はありますか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第9号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第9号豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議第10号の討論に入ります。討論はありますか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第10号豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。



議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議第 11 号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 11 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 11 号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9、議第 12 号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案から日程第 11、議第 14 号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 はい、議長。

河合議長 西澤清正委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 議第 12 号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案、議第 13 号豊郷町水道事業設置に関する条例の一部を改正する条例案、議第 14 号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案。

去る 2 月 28 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 12 号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案及び議第 13 号豊郷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例案ならびに議第 14 号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について、去る 3 月 8 日、委員 6 名全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第 12 号の審議では、固定資産の評価替えに伴う改正と説明を受けたが、新旧対照表を見ると高低差が大きいことから、固定資産の評価によって値上がり、値下がりが起こっていると理解したらいいのか、第 1 種電柱、第 2 種電柱とは何か、吉田で行っている工事の鉄塔についても関係するののかについて質疑され、質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しま

した。

次に、議第13号の審議では、給水人口が9,000人から7,020人に減り、一方で処理能力は3,376立方メートルから3,600立方メートルに増えている理由について、給水人口ではなく給水世帯ではないのはなぜかについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議第14号の審議では、新旧対照表を見れば、第1条が、旧では名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量となっているが、改正では給水区域になっている理由について、第11条を「納入させること」から「徴収すること」に変更した理由について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員で賛成することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第12号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第12号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第13号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第13号豊郷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 1 3 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議第 1 4 号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 1 4 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 1 4 号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 1 4 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 2、議第 1 5 号令和 4 年度豊郷町一般会計補正予算(第 1 0 号)を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島政幸予算決算常任委員会委員長。

中島予算決算

常任委員長 はい、議長。

河合議長 中島委員長。

中島予算決算

常任委員長 それでは、改めましておはようございます。予算決算常任委員会報告をいたします。

去る 2 月 2 8 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 1 5 号令和 4 年度豊郷町一般会計補正予算(第 1 0 号)について、去る 3 月 3 日、委員 9 名、6 日、委員 1 0 名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

今回の補正予算は、全体を通して執行残による補正が多くを占めておりましたが、各課での審議において主な質疑事項としましては、税務課では滞納繰越件数や年度について、たばこ税の増額状況について、固定資産税と町民税還付金の内訳について、総務課では、財政調整基金の繰入れの財源について、総合管理基金充当先について、土木債については歌詰橋の工事で終わりか、令和 4 年度で総額はいくらになるのかについて、財産管理費の町有林管理費については何人が関わっているのか、工事費の減の理由について、消防費の減額理由や犬上分署の定数について、防災倉庫の備蓄品と防災機能の今後の方向性などが質疑されました。

企画振興課では、初めに課長から本会議での質疑に対する報告の後、空き家対策の今後の方向性及び先進地事例について、総合戦略策定委員はどのような方々か、その活動の内容について質疑され、住民生活課では、車両借上料についての減額理由、また、予定していた研修先について、保健福祉課では、県委託金において減額の理由について、老人福祉費では長寿祝い金の減額理由、実績及び福祉関係の善行者表彰の対象者はどのような方々か、基準はどのようなものかについて、医療保険課では、保険基盤安定保険者支援金の変更点についてなど質疑され、産業振興課では、農林水産業費県補助金の減額理由について、労働諸費については、国際交流地域連絡協議会の内容と減額理由などを質疑され、地域整備課では、土木総務費において、木造住宅耐震改修費補助金の減額利用について、河川愛護補助金の減額が大きいように思うが理由についてを質疑され、人権政策課では、公営住宅エレベーター保守点検料、入居者負担金の減額理由について、何棟かあるが保守点検業者は同じ業者か、業者はどこなのか、住宅新築資金費では、あとどれぐらい債権があるのか、町の債権としては残額はいくらか、全く支払っていないという方はいるのか、新築資金は令和2年、3年に完納されている計画であったと思うが、最高金額はいくらかで何件か、また、保証人に対して請求しても回収できていない理由について質疑されました。

教育委員会では、昨年幼稚園バスの置き去りの事件があったが、その後の状況について、教育振興費では報償費及び扶助費の減額理由について、学校関係で子どもたちの保険はあるが、保護者の方々が見送りに行った場合、その方々に対する補償等があるのか、文化財保護費では委託料について町史編さんの進捗状況について質疑がされました。

会計課では、会計処理の中で問題点等はあったかなど質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決とすることと決しました。

以上で予算決算常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

予算決算常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第15号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。  
議第15号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第10号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議第16号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

今村恵美子文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長 はい、議長。

河合議長 今村委員長。

今村文教民生

常任委員長 文教民生常任委員会報告をいたします。

去る2月28日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第16号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)について、去る3月10日、委員4名全員出席の下、町長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第16号の審議では、質疑、討論ともに申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第16号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議第17号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算（第4号）から日程第15、議第18号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第5号）までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤清正総務産業建設常任委員長。

西澤清正総務産業  
建設常任委員長

議長。

河合議長

西澤清正委員長。

西澤清正総務産業  
建設常任委員長

議第17号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算（第4号）、第18号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第5号）。

去る2月28日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第17号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算（第4号）及び議第18号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第5号）について、去る3月8日、委員6名全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第17号の審議では、質疑、討論とも申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議第18号の審議では、質疑、討論とも申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

議 員

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員

なし。

河合議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第17号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員

（起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第18号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第18号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第5号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議第19号令和5年度豊郷町一般会計予算を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島政幸予算決算常任委員会委員長。

中島予算決算

常任委員長 はい、議長。

河合議長 中島委員長。

中島予算決算

常任委員長 それでは、予算決算常任会報告をいたします。

去る2月28日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第19号令和5年度豊郷町一般会計予算について、去る3月3日、委員9名、6日、委員10名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

各課での審議において、主な質疑事項といたしましては、税務課では、個人や法人について収入見込み減の要因はコロナ不況によるものか、世帯が減っているのか、また、動向や法人の業種別について、新興住宅街の増加に伴う見込みや延滞の見込みの繰越分について、税の軽減措置などについて質疑され、総務課では、交付金の算定方法について、地方消費税交付金の社会保障財源分と社会保障財源以外の内訳について、地方交付税算定の動向と見通しについて、ふるさと応援寄附金制度について今後も続いていくのか、財政調整基金の見通し計画について、給与及び報酬に係る職員の概要について、人事評価制度の運営支援業務委託の内容について、旧校舎管理費では旧校舎の鍵の管理や防水工事費について、選挙に係る看板の設置箇所や投票所の場所について、消防団ポンプ操法出場訓練事業補助金の実施内容について、災害対策費については、消防訓練の実施に伴

うAEDや土のう袋の作り方、防災ヘリの活用などの実施方法の方向性について、長期債や一時借入れの利率は、高い利子でどれぐらいで低い利率はどれぐらいなのか、どういったもので一時借入れをしているのかなど質疑され、企画振興課では、広報広告掲載料の積算根拠について、主要施策の概要で企画管理費の事業内容及び内訳について、豊郷駅の展示物を展示するにあたっては字ごとに提示されているのかどうかについて、行財政改革推進員の依頼先と内容、昨年と比べて増額の理由について、近江鉄道線活性化協議会負担金などのような負担金か、今後も増えていく方向になるのか、動画作成委託内容は、自治会施設整備補助金の4字は決まっているのか、頑張る自治区応援プログラム補助金は何字を対象としているのか、IT化に伴い情報の漏えい等を防ぐための対策について質疑され、住民生活課では、結婚新生活支援事業補助金は申請者全員が対象か、制限はないのか、算出件数について、環境対策費では、スズメバチ駆除補助金積算件数は、清掃総務費では、生ごみ堆肥化の拡充の方向性を出されているが、何人の作業員が関わっているのか、生ごみ処理機の設置場所は適正か、登録者数を増やす計画は何人を見込んでいるのか、積極的な計画と達成目標を大きく持っていたきたいが、増やしていく方向性について、取組を進めるに当たっては、積極的な参加しやすい体制と啓発及び設置投資をお願いしたいとの申し出がありました。個人的に処理機を買っている件数は、枝葉粉碎機の予定機数について、粗大ごみの個別収集方法についてなどが質疑されました。

保健福祉課では、民生費使用料において、生きがいデイに来られている男女の人数割合について、民生費国庫補助金では、重層的支援体制の状況と方向性や課題について、また、対象となるのは何件か、老人福祉費では、地域見守り助成について全集落が対象か、住宅高齢者支援助成金及び紙おむつ支援事業の内訳などについて質疑されました。

医療保険課では、健康増進事業で今までにないことは計画をされているのか、伴走型相談出産子育て支援交付金の事業内容について、骨髄等移植ドナー助成事業費補助金はドナー登録している方が対象か、地域支援包括センターケアプランニングの件数と積算内容について、要支援の方のケアプランを立ててどういうことを行っているのか、リハビリ的なことが多いのか、内容について、老人保険費では、成果目標について、委託先などはどこに考えているのか、健康教育室の申込み状況などについて質疑されました。

産業振興課では、いきがい協働センター施設費において、現在のセンターの利用・活用の進め方についていろんな意見を聞くなど再考できないか、高齢者の生きがいと農業者のマッチングができないかということから始まったが、特産物



協議会の作業所のように見受けられ、場所的にかがということから「すまいるたうんばす」の停留所がなくなった経緯もあるが、食育という観点から小学校を加えて利活用できないか、観光費では、旧小学校群を使うにしてもイベントなどにおいて様々なことを検討するか、旧小学校群の場所についても分かりやすいような案内を設置できないか、負補交の事業目的、職員の賃金体系はどうなっているのか、施設の管理範囲はどこまでか、など質疑されました。

地域整備課では、地元負担金は何件か、場所はどこにあるのか。上下水道課では、インボイス制度対応費用が見られており、どういう費用になるのかについて質疑されました。

人権政策課では、隣保館デイサービスの特徴と事業内容について、特にどのようなことを行うのか、変更点はないのか、不動産売払い場所について、持家住宅建設資金貸付収入の件数、借入れ年度について、学力補充受講費について実績と事業内容は何に力を入れていくのか、受験対象ではその後の状況について、多文化交流タイム及び多様な文化に親しむライフアップの内容について、弁護士費用として計上されているが件数や内容について、児童館の利活用については予算に反映されているのか、災害時に使用できると思うが、空調の設備は考えているのか、一般財源が充てられているが、児童館自体は普通財産として町が自由に使えるようになっているのか、児童館については維持費がかかっているだけのように見えるが、抜本的な方向性を出す必要があるのでは、町が建物を修繕して有効活用できるのか、公営住宅管理費では、団地ごとに空き家は何件あるのか、長寿命化対策を進める検討をしているのか、住宅の階段等の管理はどこがするのか、公営住宅の耐震年数は、町が策定した長寿命化計画ではほとんどの建物が耐震年数に達していたと思うが、3階建て以外は基本的に解体か、どういう方向で議論されているのか、修繕費用が家賃よりも高くなっている建物が多くなっていると思うが、先のことを考えるなら建て替えも検討する必要があるのではないか、改良住宅の譲渡については、買いたくても買えない人は何件おられるのか、改良住宅の分離工事の対象となる団地名と件数について、予算に片側譲渡分は何件入っているのかなどと質疑されました。

教育委員会では、愛里保育園施設費の工事の内容について、保育士の募集について、防災無線では学力を問わない、資格を問わないとしている方の募集はどのようなことなのか、保育支援員という方は予定として新年度何人を予定しているのか、来年度の保育園児の年齢別人数について、0歳の不承認は何人であったのか、不承認になった方たちの行き先や、その方たちは育児休暇を延長しているのか、県の保育士の実態調査報告書については教育委員会での共通理解をされ

ているのか、幼稚園費においては、預かり保育の実態と保護者への説明内容について、預かり保育は保育士の確保ができれば実施できるのか、教育保育支援員の予算が計上されているが、内訳と職務内容について、幼稚園は定員に対して定員割れになっているが、幼稚園から保育園に移動することはあるのか、幼稚園は最初から選択しないという方が増えているのか、幼稚園バスに取り残しを防止するブザーを設置されているのか、学びの礎について、この事業内容は何か、児童措置費では、公立保育園施設型給付について対象人数は何人か、小学校の1クラスの人数は何人を予定しているのか、町費派遣講師でクラス担当をやっている方は小中学校にいますのか、日栄小学校で修繕費が計上されているが、何を予定しているのか、小学校の電子黒板は設置済みか、教育全般において、児童虐待、ネグレクト、ヤングケアラーなどについてどのようにカウントして援助しているのか、社会教育総務費では、町の青少年育成町民会議補助金に各字の運営補助や推進員の報償等も含まれているのか、人権教育推進員、人権擁護推進員、町人権教育推進協議会事務局員の任期は何年か、字での活動は何を行うのか、豊栄のさと委託料はどのような内容か、学校給食センターの負担金が計上されているが、給食の材料に地元の農産物を利用できないのか、給食用備品については何かなど質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採択の結果、賛成多数で認定することと決しました。

以上で、予算決算常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

予算決算常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

今村議員 はい、10番、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員。

今村議員 議第19号令和5年度豊郷町一般会計予算に対する反対討論を行います。

今、町民を取り巻く情勢は、コロナ禍の中で大幅な物価高や、暮らし、医療・介護、子育て、賃金、年金、営業等での不安が渦巻いており、町民の多くは安心

して住み続けられる町政をと願っています。

しかし、この予算案を見ますと、予算性質別歳出の中で、普通建設事業費が前年度予算の2倍の約5億7,400万円計上されています。これらの町公共事業費に対し財政調整基金などを繰り出し、さらに地方債の借入れもするという中身です。現在、景気が不安定で、工事用資材も高騰しているとき、本来、町は不要不急の公共事業の削減や見直しをして、豊郷町の身の丈に合った財政運営が求められているときです。そして、町民の命と暮らしを応援する町政を実践すべきではないでしょうか。

審議の中で、子育て支援では、保育所に入所申込みをした0歳児、この保護者の方々が10人を超えて不許可、断られるということが分かりました。特に町立愛里保育園に入所希望を申請した方は、全て断られたという対応でした。私立の崇徳保育園では3名の0歳児の受入れを行うということで、僅かの人数ですが保育所に入れたご家庭もありました。

共働き世帯にとっては、保育所が暮らしを支える命綱です。伊藤町政は子育て支援を常々標榜していますが、保育所や学童保育などの待機児童解消や保育内容の充実には後ろ向きです。政府の岸田政権も異次元の子育て支援と言いましたが、軍拡予算が先にありきで、若者や子育てについては増税がセットのようです。

今、町民の皆さんは賃金や年金が上がらず、生活困窮で苦しむ子どもたちから高齢者の皆さんまでこの方々の生存権を保障する町政、このことにこそ町費を今こそ使うべきときではないかと考えます。

以上、理由を述べまして、今回の令和5年度豊郷町一般会計予算に対しては、住民要求の実現に向けては甚だまだ不十分ということを申し上げて、反対いたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第19号令和5年度豊郷町一般会計予算に対して賛成討論を行います。

本議案は、第5次豊郷町総合計画において、それぞれの課における現状と課題を再点検を行った上で、約53億の予算措置をされたと思います。財源構成については、自主財源49.6%、依存財源50.4%であり、内容については、固定資産税、たばこ税の増加、また、地方消費税、普通交付税の増加が挙げられます。また、ふるさと納税等もあります。それを生かした財源を町民、各種団体等のサ

サービス向上につなげ、旧校舎保存及び修繕整備、行政改革事業、会計管理費、高齢者事業費、農業経営事業費、社会資本総合事業費などに充当されております。加えて、教育振興事業、保育園人材確保及び愛里保育園の修繕事業にも充ててあります。

予算が議決されたら、町民のサービス向上のために早急に予算の執行を強く求めて、賛成討論といたします。

以上です。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第19号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第19号令和5年度豊郷町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

起立多数であります。よって、議第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議第20号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算から日程第19、議第22号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

今村恵美子文教民生常任委員長。

今村文教民生

常任委員長 議長。

河合議長 今村議員。

今村文教民生

常任委員長 それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る2月28日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第20号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算及び議第21号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計予算ならびに議第22号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算について、去る3月10日、委員4名全員出席の下、町長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

まず、議第20号の審議では、手数料の件数について、保険給付費等交付金では普通交付金の増額の理由について、財政運用収入においては利子の利率について、一般会計繰入金の2割、5割、7割の軽減人数について、一般被保険者返

納金の該当者は予定があるのか、レセプト処理負担金が昨年より増えているが変わることがあるのか、運営協議会のメンバーの入れ替えはあるのか、一般被保険者療養給付費ではどのような病気が多かったのか、検診等の結果、効果があったのか、審査支払手数料が過去に比べると大きくなってきている理由について、一般被保険者高額療養費が増えている理由について、出産育児一時金の積算は何件分か、葬祭費の執行実績は令和4年度で何件か、一般被保険者医療給付費の増額理由について、一般被保険者後期高齢者支援金等分の予算積算人数について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

次に、議第21号の審議では、調整交付金が本年度も5%以下になっているというのは、今後の傾向も今の算定方式でいくのか、包括的支援事業、任意事業の増額について、また、介護給付費負担金の減額の理由について、在宅での介護給付を受けている方が多い町ということになるのか、居宅にいて施設を希望されている方はどのくらいいるのか、地域支援事業交付金の任意事業とはどういう事業を評価しているのか、地域支援事業繰入金任意事業の増額理由について、低所得者保険料軽減繰入金の負担割合について、第1号被保険者延滞金について、介護認定審査会、運営協議会、地域包括支援センター運営協議会のメンバーは、それぞれの入れ替わりはあるのか、事業計画策定にはいつ頃から取り組むのか、委員はどのような方たちかについて、国から8期と9期の違いは出てきているのか、居宅介護サービス給付費では何人を想定しているのか、特例居宅介護サービス給付の特例とはどのような方なのか、居宅介護福祉用具購入費が増額になっているが、申請どおり結びついているのか、居宅介護サービス計画給付費の増額理由について、居宅介護予防サービス給付費について限度額とかがあると思うがどうか、介護予防福祉用具購入費について限度額を超えて断念した方はいるのか、特例介護予防サービス計画給付費が増えているが理由について、高額医療合算介護サービス費の実績について、特定入所者介護サービス費の対象人数は、介護予防・生活支援サービス事業における負補交の利用者数について、一般介護予防事業費では、昨年は看護師、保健師、管理栄養士が老人会等に行かれると聞いていたが同様か、総合相談支援事業・権利擁護事業についての実績件数について、在宅医療・介護連携推進事業はどのようなメンバーか、施策推進事業の事業内容について、県下に認知症の家族の会があるが町内にもあるのかについて質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第22号の審議では、特別徴収保険料、普通徴収保険料について来年度の対

象人数は何人か、特徴とならない方は何人ぐらいいるのか、督促手数料ではどのような対応をしているのかについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第20号の討論に入ります。討論はありませんか。

高橋議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

高橋議員。

高橋議員 それでは、議第20号国民健康保険事業特別会計予算についての反対討論を行います。

令和3年度国民健康保険事業特別会計決算の決算剰余金は約668万円、さらに、令和3年度決算での国民健康保険運用基金は約7,042万円で、合計額は約7,710万円となっています。そして、令和4年度末残高見込みをみますと、約7,284万円と示されています。

この間、コロナ不況で国保加入者の暮らしは疲弊しており、高過ぎる国保税を払うに払えない世帯が約2割いる状況となっています。この中で、令和5年度予算において、国保加入者1人当たりでの引上げはしないとの見解が示されました。しかし、国保加入者の命と暮らしを守る上で、運用基金を活用し、さらに引下げも可能と考えています。子どもたちの均等割廃止を18歳までに拡大することも求めて、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第20号令和5年度国民健康保険事業特別会計予算について賛成討論を行います。

議第20号豊郷町国民健康保険事業特別会計予算に対する国民保険制度は国民皆保険の根幹であり、加入者が安心して医療を受けるために、また、持続可能

な制度として、安定的な運営が必要不可欠と思います。

それを踏まえますと、本予算において、滋賀県の算定に基づく療養給付費及び事業費給付金が適切な計上をされており、また、現下の厳しい経済状況を鑑み、運用基金を活用することで保険税を据置きされており、安定的な事業運営及び被保険者への配慮がなされると思っております。それをもって、私はこの原案に対して賛成討論といたします。

以上です。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第20号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第20号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議第21号の討論に入ります。

討論はありませんか。

高橋議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

高橋議員。

高橋議員 議第21号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計予算についての反対討論を行います。

豊郷町の第8期介護保険料は標準月額6,400円であり、県下19市町平均標準額6,127円よりも273円高い金額です。令和4年度介護保険事業会計は黒字が出る可能性が高いと考えられます。そして、第9期会計に向けて引下げの方向性が示されたことは評価いたします。

年金が下がり、コロナ禍における物価高の下に、高齢者の生活はますます苦しくなる一方です。介護保険料は、原則年金からの天引きをされるので、町民からは、高過ぎる介護保険料をさらに引き下げてほしいという声があふれています。また、豊郷町の高齢者は低所得者世帯が多い実態なので、必要な介護サービスが受けられない状況となり、利用料を下げてほしいという声もあふれています。

豊郷町の高齢者が安心して介護サービスを受けられるように抜本的に改革するためには、国の国庫負担金を措置制度であった20年前のように2分の1に引き上げることが必要ですが、岸田政権は反対に社会保障費の削減を進めています。だからこそ、暮らしを守る防波堤としての町の役割が求められ、特段の手当てが必要だと考えます。

一般会計からの繰入れや町独自の減免制度の充実を求めてきましたが、今回の予算を見ましても、国、県の言いなりで、町内65歳以上の高齢者の実情に合っていないと判断し、本会計予算には反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第21号豊郷町介護保険事業特別会計予算に対する賛成討論を行います。

介護保険制度は、介護が必要となった高齢者を社会全体で支える仕組みであります。その仕組みを安定的に運営するためには、必要な保険料の算定、適切な給付費の計上、基金の確保が必要不可欠と考えております。

その上で、歳入歳出予算は7億476万2,000円であります。歳入においては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金等で7億476万2,000円で、前年に比較すると777万円増加しております。介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、認知症施策、また、包括的な支援事業など、様々な介護支援を受けておられる方に対して予算措置をされていることから、私は賛成といたします。

以上です。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第21号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第21号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議第22号の討論に入ります。討論はありませんか。

高橋議員 反対討論。



河合議長 討論の申し出があります。  
これより討論に入ります。  
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。  
高橋議員。

高橋議員 議第 2 2 号令和 5 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についての反対討論を行います。

世界でも類を見ない制度であり、75 歳以上の高齢者を国民健康保険や健康保険協議会から外し、際限のない負担増と差別医療を強いているこの制度そのものに反対の立場から、本予算は、75 歳以上の高齢者に平均で 6,472 円の保険料を課し、さらに、年収 200 万円以上で独り住まいの方、また、世帯年収 320 万円以上の 75 歳以上のご夫婦に対して 2 割の窓口負担を強いていることを前提に組まれた予算であり、町内の高齢者にとって負担が大き過ぎることを理由に反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第 2 2 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 2 2 号令和 5 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第 2 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 20、議第 23 号令和 5 年度豊郷町水道事業会計予算から日程第 21、議第 24 号令和 5 年度豊郷町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業  
建設常任委員長

議長。

河合議長 西澤清正委員長。

西澤清正総務産業  
建設常任委員長

議第 23 号令和 5 年度豊郷町水道事業会計予算、議第 24 号令和 5 年度豊郷町下水道事業会計予算。

去る2月28日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第23号令和5年度豊郷町水道事業会計予算及び議第24号令和5年度豊郷町下水道事業会計予算について、去る3月8日、委員6名全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第23号の審議では、使用料が前年度より減っているのは仮設の分が減っているのか、水道使用料の積算根拠については、長期前受金戻入は修正後の額か、令和4年度の分の影響を受けたということはどういうことか、漏水調査業務というのはどのような業務か、今年冬の凍結による漏水被害の対策について、雪害による漏水対策の措置は何件か、企業債について前年度に比べて増えているが、どのような事業に関して執行されるものか、消費税インボイス制度の導入による事業者側が受ける影響は何か、納入業者がインボイス制度に登録していなければ町が消費税を持つということか、上水道全体で老朽化による設備投資、需要への対応や問題点について、条例の中の給水停止、過料についてなど質疑がありました。

質疑終了後、討論の申し出なく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議第24号の審議では、雨水処理負担金はどこから入ってくるものか、財源は一般財源か、過年度損益修正損の内容について、建設改良費企業債はどのような事業に充当されるのか、雨水流出解析の結果はいつ出て、その結果はどのように反映されるのか、雨水流出解析の事業は企業債の対象か、改良を控えている箇所はどのくらいあるか、雨水については豊郷町のみで解決できないと思うが、県や彦根市とどのように話し合っているのかなどが質疑されました。

質疑を終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員長の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第23号の討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第23号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 2 3 号令和 5 年度豊郷町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 2 3 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議第 2 4 号の討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 2 4 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 2 4 号令和 5 年度豊郷町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 2 4 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 2、請願第 1 号精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。今村恵美子文教民生常任委員長。

今村文教民生

常任委員長 議長。

河合議長 今村議員。

今村文教民生

常任委員長 請願第 1 号精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願。

文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る 2 月 2 8 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第 1 号精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願について、去る 3 月 1 0 日、委員 4 名全員出席の下、町長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

紹介議員からの説明の後、請願第 1 号の審議では、質疑、討論とも申し出はなく、採決の結果、賛成多数で採択と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
請願第1号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 私が反対討論をいたしますので。

それでは、次に、会議規則第53条に基づき、私が討論の発言をいたしますので、地方自治法第106条により、副議長と交代いたします。

暫時休憩します。

(午前10時19分 休憩)

---

(午前10時22分 再開)

西澤博一副議長 それでは、再開します。

地方自治法第106条により、議長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

討論を続けます。ほかに討論ありませんか。

河合勇議員の討論の発言を許可します。

河合議員 それでは、請願第1号精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願について反対討論を行います。

討論1人1回の原則は私も分かっておりますので、聞いてください。

まず、身体、知的、精神の3障害の医療助成について同様の助成制度をとる請願趣旨については賛同するところではありますが、この請願内容については、既に当該団体から、令和元年、令和2年にわたり、要望が滋賀県に対して行われております。また、令和2年7月に開催された首長会議において、滋賀県知事から、令和2年、令和3年度とまず2年間をかけて、医療資源、福祉医療、事務局体制、保険事業などの課題の方向性について市町との合意形成の上、令和4年、令和5年で具体的な分担や財政措置について議論し、令和6年を迎えるという流れで行きたいとの発言がなされております。

さらには、令和4年9月30日に開催された滋賀県議会定例会において、精神科通院医療助成制度について、そもそも精神科の通院だけでいいのかということも含め、重度心身障害者の通院・入院の所得制限の在り方など、こうしたことは子どもの医療費無償化に大きく関わってくるとし、どういった制度を県と市町が共同でつくっていけばいいか。当然、国が制度を全国で一律に整えていただくべきものとして国に要望しつつも、それができなかった場合に、県が市町とどう連携し分担し合いながら、今現在、県として取りまとめを財政状況を見定めながらつくっているというところであります。現在、市町と一緒にできる制度の構

案に向けた検討を進めていく旨の答弁を滋賀県知事がされておられます。

このように、今回の請願内容は、県が既に制度設計を進めているものであり、さも自分たちが要望したから実現したかのようなイメージづけをする、そんな人のふんどしで相撲を取るようなことを豊郷町議会としてする必要があるのか。この点を疑問視することから、ご都合主義者にならないでください。請願趣旨には賛同しますが、請願を採択するという事は、町議会が県等に対して意見書を提出することを意味しますので、既にその必要はないものと考えることから、反対といたします。

議員諸氏の賛同をよろしく願いをいたします。

西澤博一副議長

続きまして、本案に対する賛成討論はありますか。

議員

なし。

西澤博一副議長

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

請願第1号精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。

請願第1号は、原案に決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員

(起立、多数)

西澤博一副議長

賛成多数で、この請願第1号は採択することに決定されました。

それでは、議題16号の表決が終了いたしましたので、私は地方自治法第106条により、議長の職務を行うことを終了いたします。

河合議長は議席にお戻りください。

暫時休憩といたします。

(午前10時28分 休憩)

---

(午前10時28分 再開)

河合議長

再開いたします。

本日、請願第1号が採択されましたので、意見書の内容を打ち出すため議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩といたします。

議会運営委員会の皆さんは別室にお集まりください。

(午前10時30分 休憩)

---

(午前10時38分 再開)

河合議長

再開いたします。

本日、請願第1号が採択をされたことを受けまして、豊郷町議会として意見書を関係機関に送付するにあたり、意見書第1号精神障害者に対する医療費助成

制度の改善を求める意見書案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

お諮りします。

本日の議事日程に意見書第1号を追加し、日程を変更して、追加日程第23として議題とすることにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、意見書第1号を日程に追加し、日程を変更し、追加日程第23として議題とすることに決定いたしました。

日程は配付のとおりでございます。

日程第23、意見書第1号精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木議員。

鈴木議員 精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書。

近年、「こころ」の病気は特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は約420万人で、国民の5大疫病中第1位です。国民の30人に1人が精神障害の方で増加傾向にあります。疾患の程度や症状は様々で、当事者やその家族の個々の困りごとは人それぞれで違って、回復にとっても時間がかかります。その中に「ひきこもり」や「未就労」の方が多く、他の身体・知的障害者と比べ雇用数、定着率はとても低い状況です。家族会の全国組織が実施した先のアンケート調査結果では1ヶ月の平均収入約6万で、無年金者は約20%という報告がされています。このような低い収入にもかかわらず、保険医療費の助成は精神科以外、一般の3割負担になっています。

障害者総合支援法では、身体・知的・精神の3障害を一元化して、障害福祉サービスを共通した制度で提供を規定しています。しかし、医療助成については身体・知的障害者は診療科に関わらず助成がされていますが、精神障害者は精神科通院のみであります。その結果、医療費負担を気にして身体的ケアが遅れることも稀ではありません。「からだ」あつての「こころ」です。過日、NHKで放映されたE TV特集「ドキュメント 精神科病院×新型コロナ」（2021年7月31日）で「精神科病院で身体に病気が起こった時に、患者が受ける治療は精神に障害がない人が受けている治療よりも劣っている……」との報道がされ、精神科病院における医療体制の実態が明らかにされています。

奈良県ではすでに精神障害者保健福祉手帳の所持者へは医療費助成を行っています。滋賀県保険医療計画にある「精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が望む地域で、望む暮らしを安心して送ることができる」姿の中に、下記の医療

費助成制度の改善を強く要望するものです。

記。

1、精神障害者の「こころ」と「からだ」が安心して医療にかかわることができるよう、医療費助成上改善をすること。

2、具体的には、入院医療費および精神科以外の受診においても、奈良県と同様な医療費助成制度を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年3月20日。

滋賀県犬上郡豊郷町議会。

滋賀県知事 三日月大造殿。

河合議長 これより、意見書提出について質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、意見書第1号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

意見書第1号精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書案を採決いたします。

意見書第1号精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書案に賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、意見書第1号は、原案どおり採択されました。

なお、意見書第1号は、豊郷町議会として関係機関へ送付いたします。

日程第24、委員会の閉会中の継続調査申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について。総務産業建設常任委員会は行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道施設の整備、委員会研修について。文教民生常任委員会は学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について。予算決算常任委員会は予算決算ならびに委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建

設、文教民生、予算決算の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これをもちまして、本定例会に提出をされました全議案を議了いたしました。

それでは、本日の会議を閉じます。これにて令和5年2月第1回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時49分 閉会)



会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和5年3月20日

豊郷町議会議長

議 員

議 員